

新規就農者向けの農作業スペースを目的とした 花き集出荷施設の貸付事業に係る公募要領

さいたま市経済局農業政策部（以下、「農業政策部」という。）が管理する花き集出荷施設の一部（以下、「貸付物件」という。）を新規就農者向けに農作業における調整または農機具の格納場所等（以下、「農作業スペース」という。）として貸付けします。公募に参加される方は、この公募要領をよく読み、次の各事項を理解した上、必ず現地（希望される方は現地説明会に参加してください。）を確認し、承知されたうえで申込みをしてください。

なお、この要領は「公募による普通財産の貸付要綱」に基づき、当該財産を公募によって貸付ける条件を定めるものです。

◆ 1 事業概要 ◆

- (1) 事業名：新規就農者向けの農作業スペースを目的とした花き集出荷施設の貸付事業
- (2) 事業目的：現在、市内では新規就農者のうち新規参入者（農家子弟以外の者）が増加傾向にあるが、多くの新規参入者が調整場や農機具格納庫を自宅等に有していないため、規模拡大が行えない状況にある。今後、担い手が高齢化等により減少していく中で新規参入者の確保・育成が重要であり、新規参入者の経営発展を後押しするために、農業政策部が管理する公共財産を農作業スペースとして試験的に貸付を行うものです。
- (3) 事業内容：利用者に対して、農作業における調整または農機具の格納等を行うために花き集出荷施設の指定した場所の貸付を行います。

◆ 2 利用条件 ◆

- (1) 事業所在：さいたま市緑区大字大崎字二番割 87 番地 1 の花き集出荷施設内
- (2) 事業個所：別紙「物件調書」のとおり
- (3) 貸付面積：①屋外 1 箇所につき 12 m²（幅 4 m×奥行 3 m）
②屋内 1 箇所につき 9 m²（幅 3 m×奥行 3 m）
- (4) 貸付期間：令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 6 年 9 月 30 日（月）
- (5) 開扉時間：午前 6 時から午後 6 時まで
- (6) 期間中の貸付料：最低貸付料（（屋外）1，750 円、（屋内）3，780 円）
①貸付期間 183 日分の料金
②貸付料は別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。
- (7) 複数の個人又は法人による共有、共同の利用をしないこと。
- (8) 申込者が、契約者となること。（異動等正当な理由があった場合はその旨の証明を要する）。
- (9) その他、別紙「利用に係る基本条件」のとおり。

◆ 3 申込の資格 ◆

- (1) 下記要件のいずれかを満たす 市内で就農して 10 年以内の個人又は法人 であること。

- ①認定新規就農者
 - ②認定新規就農者を経て認定農業者になった者
 - ③さいたま市明日の農業担い手育成塾を修了した者及び修了予定の者
 - ④さいたま市就農準備研修を修了した者
 - ⑤認定農業者または認定新規就農者のもとで1年以上の研修を行った者
- (2) 別紙の「参加申込書兼誓約書」をもって、誠実に申込に参加することができる個人又は法人であること。
- (3) 本公募要領、物件調書、利用に係る基本条件、契約書に定める事項を了承したうえで、誠実に履行できる個人又は法人であること。
- (4) その他、次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
- ①地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する申込に係る契約を締結する能力を有しない破産者で復権を得ない者に該当する者。
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当する者。
 - ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者。
 - ④公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に該当する者。
 - ⑤さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく申込等除外措置を受けている期間がある者。

◆ 4 使用上の制限 ◆

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 利用者は、別紙「利用に係る基本条件」で定めたもの以外に生じた事項に関しては、さいたま市と協議のうえ、その承諾を得てください。
- (2) 利用者は、利用する権利を第三者に譲渡又は転貸しないでください。

◆ 5 原状の回復 ◆

貸付期間が満了又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復をしてください。また、利用者はさいたま市に対して原状回復に要した費用等を請求することはできません。

◆ 6 公募の方式(利用者の決定等について) ◆

- (1) 利用者の決定については、さいたま市が審査選定委員会を設置し、提出書類等を厳正に審査し決定します。なお、書類審査のみで、プレゼンテーションは実施しません。
- (2) 審査基準

	評価項目	評価の視点・基準等	配点
1	提案貸付料	提案貸付料をもとに評価 ※最低貸付料より低い金額で申込みをされた場合は、失格となります。	50点

2	申込者適正	農業経営の状況。 応募理由の妥当性。	25 点
3	目指すべき姿	今後の営農における目標が農業振興ビジョン※の各施策の実現に合致するか。	25 点

※さいたま市の農業施策の方向性を示すために作成されているものです。

- (3) 委員毎の評価点数を合計した結果により、上位点数を得た順に申込者の順位を決定します。
なお、評価点数の平均点が 50 点を下回った申込者は、順位付けの対象としません。
- (4) 審査選定内容についての問い合わせには、一切応じられませんので、予めご了承ください。
- (5) 審査の結果、利用者選定に至らない場合があります。その際には、改めて公募をするなど、別途市のホームページ等でお知らせします。

◆ 7 利用者決定までのスケジュール ◆

令和 6 年 3 月 1 日 (金)	公募要領配布 質問受付開始
8 日 (金)	質問受付締切
11 日 (月)	質問回答公表
13 日 (水)	申込受付開始
19 日 (火)	申込受付締切
下旬	審査選定委員会 (書類審査のみ) (予定)
25 日 (月)	選定結果通知 (予定)
下旬	契約締結
4 月 1 日 (月)	利用開始

◆ 8 公募要領の配布 ◆

配布期間	令和 6 年 3 月 1 日 (金) ~ 3 月 19 日 (火) (土曜、日曜、祝日を除く) 午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分まで
配布場所	〒 3 3 0 - 9 5 8 8 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市役所 7 階 担当 さいたま市経済局 農業政策部 農業政策課 電話 0 4 8 - 8 2 9 - 1 3 7 8
ホームページ について	・さいたま市のホームページでも掲載します。 https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/002/p113368.html (さいたま市ホームページのトップ画面にある“サイト内検索”にて「農業用スペース 公募」と入力して検索してください)

◆ 9 質問の受付・回答 ◆

質問受付期間	令和 6 年 3 月 1 日 (金) ~ 3 月 8 日 (金) 午後 5 時まで
--------	---

質問受付方法	<p>所定の質問書をメールにて提出してください。</p> <p>また、メール送信後に農業政策課まで電話にてお知らせください。</p> <p>・E-mail アドレス : nogyo-seisaku@city.saitama.lg.jp</p> <p>※上記以外の方法（電話、口頭等）では受付しません。</p>
質問回答方法	<p>回答は、令和6年3月11日（月）からさいたま市のホームページにおいて公表します。（質問者名は表示しません。）</p> <p>https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/002/p113368.html</p> <p>（さいたま市ホームページのトップ画面にある“サイト内検索”にて「農業用スペース 公募」と入力して検索してください）</p>

◆10 申込◆

（1）申込方法等

申込期間	<p>令和6年3月13日（水）～3月19日（火）</p> <p>（土曜、日曜、祝日を除く）</p> <p>午前9時00分～午後5時00分まで</p>
申込場所	<p>〒330-9588</p> <p>さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所7階</p> <p>担当 さいたま市経済局 農業政策部 農業政策課</p> <p>電話 048-829-1378</p>
申込方法	<p>上記の期間、申込場所へ持参もしくは郵送してください。郵送の場合は簡易書留郵便に限ります。</p> <p>必要書類を全て受領した段階で受理とします。</p> <p>※郵送の場合は、申込期間内（令和6年3月19日）に必着とします。</p>

（2）提出書類

提出書類	内容
①参加申込書兼誓約書（様式1）	
②使用企画書（様式2）	
③申込者の概要（様式3）	
④認定書または修了証の写し	
⑤研修を行ったことがわかるもの（任意様式）	<p>申込の資格の（1）⑤の認定農業者または認定新規就農者のもとで、1年以上の研修を行った者のみ提出</p>

（注意）

- ・提出書類の規格は、原則としてA4判（両面印刷可）とします。
- ・提出書類は一切返却しません。
- ・書類提出後の追加及び変更は原則として認めません。

(3) 次のいずれかに該当する申込は無効とします。

- ・申込の資格の無い方の申込
- ・記載事項が判読不明なものの申込
- ・記載事項の一部又は全部が記載されていない申込
- ・その他指定した以外の方法により申込した場合

◆11 契約の締結◆

(1) 選定された申込者には、契約に関する書類をお渡ししますので、さいたま市の指示に従ってください。なお、契約は施設管理者と行います。

(2) 契約書は申込者名義で締結しますので、予めご了承ください。

◆12 利用者の公表等◆

契約を締結した利用者は、さいたま市ホームページで公表されます。

◆13 選定された利用者の取り消し◆

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、利用者の選定を取り消す場合があります。

- ① 正当な理由なくして、さいたま市が指定する期日までに貸付契約等の手続きに応じなかった場合
- ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、利用者として相応しくないとさいたま市が判断した場合

(2) 取り消しの場合には、審査選定委員会において定めた選定順位の次点の申込者にその資格が移ることとし、さいたま市から次点の申込者あてに連絡いたします。なお、順位の公表や問合せには応じられません。

◆14 契約保証金◆

契約保証金として契約期間中の最低貸付料の総額の100分の10以上の額を、さいたま市に納付していただきます。

但し、契約される方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認める時は、次の書類を提出することで免除します。

- (1) 契約保証金免除申請書
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と交わした種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し

◆15 契約保証金の還付◆

契約保証金は、貸付契約を誠実に履行した契約期間終了後に還付いたします。契約履行後に還付請求をしてください。なお、契約保証金には利息を付しません。

◆16 貸付料の納付◆

貸付料の納付は、さいたま市が指定する期日までにさいたま市が発行する納入通知書で指定金融機関にて納付するものとします。